

平成20年度 特別会計補正予算

国民健康保険事業

1億532万円追加...総額38億3,344万円
国庫負担金の減額、前期高齢者交付金追加、保険給付費の追加

老人保健事業

2,645万円追加...総額7億6,155万円
一般会計繰り入れ、償還金の追加

介護保険事業

1億2,032万円追加...総額31億772万円
一般会計繰入金減額及び介護給付費準備基金積立金の追加

市営バス運行事業

272万円追加...総額5,252万円
一般会計繰入金の減額及びバス運行費の追加

簡易水道事業

474万円追加...総額7億6,184万円
一般会計繰入金の減額、市債の減額、償還金の追加

下水道事業

3,193万円追加...総額31億5,413万円
一般会計繰入金等の減額、下水道事業整備基金積立金、農排施設管理費の追加

土地取得事業

1,089万円追加...総額1億1,149万円
一般会計繰入金及び土地開発基金積立金の追加

後期高齢者医療事業

959万円追加...総額4億8,219万円
一般会計繰入金及び人件費の追加

平成20年9月定例会は、9月2日に開会し、25日に閉会いたしました。開会日には、条例、一般会計補正予算8特別会計補正予算が提案されました。更に平成19年度一般会計決算認定及び9特別会計決算認定が提案されました。次いで9日から11日まで3日間に、16人が一般会計補正予算案の質疑を行いました。また、16日から19日まで各常任委員会に付託された議案について審査を行いました。最終日の25日には提案された議案を審議、そのうち「子育て支援条例の制定」は賛成16人、反対8人の賛成多数で可決され、「スプリングひよし条例の一部改正」は賛成21人、反対3人の賛成多数で可決されました。

「福祉医療費の支給に関する条例」及び「すこやか子育て医療費助成条例の一部改正」は賛成15人、反対9人の賛成多数でそれぞれ可決されました。他の条例の議案は賛成全員で可決され、一般会計補正予算及び8特別会計補正予算についても賛成全員で可決されました。請願審査は「すこやか手当て、出産・入学祝金、こと医療費助成、障害者医療費助成の存続を求める請願」は賛成3人、反対21人で不採択になりました。また、はり、灸、マッサージ施術費助成制度の存続を願う請願」は全員賛成で採択されました。意見書案では「地方の道路整備に必要な財源確保に関する意見書」が全員賛成で可決されました。

平成20年度 一般会計補正予算

防災行政無線整備事業.....6,400万円
障害者支援施設(あじさい園)改修.....2,630万円
京のがんばる農家緊急支援事業.....439万円
3億6,858万円を追加し総額222億3,437万円に

歳入の概要

地方交付税	2億7,723万円追加
普通交付税額決定による	
国庫支出金	620万円追加
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ほか	
府支出金	2,548万円追加
障害者自立支援対策臨時特別交付金ほか	
繰入金	3億5,980万円
減債基金繰入金の減額ほか	
繰越金	3億923万円追加
前年度繰入金	
市債	9,240万円追加
消防施設整備事業債ほか	
寄付金	100万円追加
小学校指定寄付金	

歳出の概要

総務費	2億5,896万円
減債基金積立金、過年度税還付金ほか	
民生費	8,252万円
障害者支援施設改修事業ほか	
衛生費	826万円
簡易水道事業特別会計繰出金の減額ほか	
農林水産業費	23万円
京のがんばる農家緊急支援事業補助金ほか	
土木費	2,160万円
下水道事業特別会計繰出金の減額ほか	
消防費	6,400万円
防災行政無線整備事業ほか	
教育費	1,145万円
人件費組替による減額ほか	
災害復旧費	500万円
公共土木施設災害復旧費	

委員会での主な質疑

補正予算では、防災行政無線事業は単費事業か、補助事業か、その財源は、何を充てている。

過年度の税還付金の内容は、

税源移譲関係の額が確定、対象者1146人、2100万円になる。

積立金で、財政調整基金でなく減債基金に積み立てた理由は何か。

地方財政法の規定に基づき繰越金の2分の1を公債費の繰上償還を実施したいのでその財源として積み立てた。

最低賃金717円に上がっている。市の状況は、

問 今の最低賃金は割っていないが、一部割る可能性もあるのでは、京都府の最低賃金が決定したい改定の予定。

答 耕作放棄地の対応は、農地として活かす部分、回復が困難な部分、法的な面もあるのを整理しながら、今後優良農地を確保していきたい。

問 障害者支援施設の改修事業の内容を。

答 今回の改修は、「あじさい園」の倉庫部分を施設として全面改修する。

問 ふるさと共済組織は市が主体になって組織されるのか。

答 65才以上の人が50%以上の集落は市内でどれ位あるか。

答 主体はあくまでも集落である。市もバックアップする。補助金

問 発達支援センターの進捗状況は。

答 川辺地区は市街化調整区域であり川辺保育所から発達支援センターへの用途変更を府と協議中である。

問 子育て条例の制定では、子育て支援に開く基本的な事項を定めると提案されているが、その内容は、

答 4つの条項を起こした。子育て支援に関する施策の中で、地域全体での子供を育てまわすための推進、子育て・子育てを支える仕組みづくり、ゆとりある家庭生活、親子の健康づくり等を定めた。

問 子宝祝金を一律5万円とした根拠は、ま

た、子育て手当を千円ずつ減額の説明を。市独自の施策として現行どおりの制度で維持すべきである。

問 国の出産育児一時金は平成18年に30万円から35万円に、平成21年1月から38万円に引き上げられる予定。国等の出産育児一時金の額が拡大されたことを受け、総合的に検討し第一子の支給額を継続していく。第二子、第三子については、第一子5万円に統一した。また、子育て手当も国の児童手当が改正され、3歳未満は出生順位に関係なく原則1万円に拡大された。支給年齢も小学校卒業まで拡大された。こうした状況を踏まえ千円ずつ減額した。

問 今回の改正で財政的にも何年先まで継続していく事業であるのか。

問 総合振興計画の実施計画のスパンが3年、毎年ローリングで実績評価して見直ししていく。

問 国の児童手当の制度は所得制限があると聞くが、

答 所得制限が緩和されているが、高額所得の方は所得制限の対象になる。所得制限の対象者は、市の支給対象者の3%程度で50世代位ある。市の制度は所得制限がない。

問 支給の制限の中で「市長が必要と認めたとき」とは市税を滞納している場合の想定か。

答 税の滞納がある方は一定、支給の制限をさせてもらう。